

【平成 25 年 9 月末現在】

興 産 信 用 金 庫

金融円滑化に対する当金庫の取組状況について

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律

第 7 条第 1 項に規定する説明書類

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下、「金融円滑化法」）」第 7 条第 1 項の規定に基づき、当金庫が同法第 4 条及び第 5 条の規定に基づいて対応した措置の状況に関する事項、並びに同法第 6 条の規定に基づき対応した措置に関する事項を、以下のとおり開示します。

第 1 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令（以下、「府令」）第 6 条第 1 項第 1 号に規定する法第 4 条及び第 5 条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当金庫は、金融円滑化法に基づく措置の実施に関する方針として、「金融円滑化のための基本方針」を定めております。

詳細につきましては、別添の資料「金融円滑化のための基本方針」をご覧ください。

第 2 府令第 6 条第 1 項第 2 号に規定する法第 4 条及び第 5 条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

金融円滑化法に基づく実施状況を把握するための体制を、「金融円滑化管理規程」および「金融円滑化マニュアル」にて明確に定めております。

- (1) 金融円滑化管理全般を統括する部門を審査部経営サポートセンターとし、審査部長を金融円滑化管理責任者としております。
- (2) 金融円滑化推進窓口を各営業店とし、営業店長を金融円滑化推進責任者、融資代理を金融円滑化推進担当者としております。
- (3) 営業店に於いては、条件変更等の申込みがあった場合「貸付条件の変更等・受付管理シート」を作成し管理するとともに、毎月実施状況を審査部経営サポートセンターへ報告する体制をとっております。
- (4) 金融円滑化管理責任者は、実施状況を理事会等に報告し、金庫全体で把握する体制

をとっております。

第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

金融円滑化法に基づく苦情相談を適切に行うための体制を、「顧客サポート等管理規程」にて明確に定めております。

金融円滑化に関する問い合わせ、相談および苦情等の対応は営業店とする体制としております。また、本部リスク管理部に於いても、金融円滑化に関する相談・苦情等を受付けております。

リスク管理部は、相談・苦情等に対する対応の進捗状況の把握および処理の指示を一元的に行うとともに、各部室店における顧客サポート等の状況についてモニタリングを行う体制としております。

第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

金融円滑化法に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を行うための体制を、「金融円滑化マニュアル」に明確に定めております。

また、お客様の経営相談・経営指導及び経営改善計画策定の支援を実施する部署として、審査部に経営サポートセンターを設定しており、経営改善・再生を積極的に支援しております。

以下「金融円滑化マニュアル」より抜粋

顧客の経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みの支援に関する手続き

(1) 経営相談・指導

- ①債務者に対する経営相談・指導及び債務者の経営改善に向けた取組みへの支援を積極的に行う。
- ②債務者との条件変更等に係る協議にあたり、経営改善計画の策定に向けて真摯に議論する。また、経営改善計画を策定する意思のある債務者から要請がある場合には、経営改善計画の策定を支援する。
- ③債務者の内容により経営改善が見込まれる先については、最長1年以内に経営改善計画書等の策定を支援する。
- ④短期貸付の更新継続をしている貸出金について、更なる借換えを行えば貸出し条件緩和債権に該当する場合、安易に顧客の要望を謝絶することなく、相談・指導

の上、適切に経営改善計画等の策定を支援する。

⑤債務者が精緻な経営改善計画等を策定していないことを理由に、貸付条件の変更等の申込みを謝絶しない。

(2) 経営改善計画の策定等の支援

①継続的な企業訪問等を通じて企業の技術力・販売力や経営者の資質といった定性的な情報を含む経営実態を十分に把握をし、経営改善計画書等の策定を支援する。

②ビジネスマッチングや M&A に関する情報等、当該金融機関の情報機能やネットワークも活用し支援する。

③ライフサイクル（創業・新規事業支援、経営改善支援、事業再生、事業承継）に応じて、きめ細かい支援をする。

④認定経営革新等支援機関と連携し、経営改善計画の策定を支援する。

第 5 金融円滑化法第 4 条に基づく措置の実施状況

別表 1～2 をご覧ください。

(別表 1) 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

【債務者が中小企業者である場合】

(別表 2) 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

【債務者が中小企業者である場合】

第 6 金融円滑化法第 5 条に基づく措置の実施状況

別表 3～4 をご覧ください。

(別表 3) 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

【債務者が住宅資金借入者である場合】

(別表 4) 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

【債務者が住宅資金借入者である場合】

以 上

金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給すること、並びに地域の中小企業に対する経営相談・経営指導や経営改善支援を行うことが地域金融機関にとって最も重要な役割であると認識し、以下に定める方針に則り、その実現にむけ真摯に取り組んでまいります。

1. 取組み方針

- (1) 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下「中小企業金融円滑化法」という）に規定する必要な措置を適切に講じるよう努めます。
- (2) お客様の経営実態等を踏まえて、新規融資や貸付条件の変更等を適切に行うよう努めます。
- (3) お客様の経営実態等を踏まえて、経営相談・経営指導および経営改善に関する支援を適切に行うよう努めます。
- (4) 与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）に関し、お客様に対する説明を適切かつ十分に行うよう努めます。
- (5) お客様からの与信取引に係る問い合わせ、相談、要望および苦情への対応を適切かつ十分に行うよう努めます。
- (6) その他与信取引に関し、地域密着型金融を推進するために必要な措置を適時・適切に講じるよう努めます。

2. 金融円滑化措置の適切な実施に向けた態勢整備

上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり必要な態勢を整備いたします。

- (1) 金融円滑化管理規程の制定
- (2) 金融円滑化管理責任者等の選任
- (3) 相談・苦情窓口等の設置
- (4) その他金融円滑化に必要な体制の整備等

3. 他の金融機関等との緊密な連携

複数の金融機関から借入れを行っているお客様から返済条件の変更等の申し出があった場合には、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図ることとし、その際には守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これら関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながらお客様の資金繰りや金融の円滑化に努めます。

尚、ご返済条件の変更等に関する相談・苦情等がございましたら、現在お取引いただいている取引店または下記本部窓口までお申し付けください。

ご相談窓口 各 営 業 店
又は本部窓口 リスク管理部 (0120-53-0775)
受付時間 平日午前9時～午後5時

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

【債務者が中小企業者である場合】

25年6月末、25年9月末は25年3月迄受付分についての計数

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1,963	14,043	26,650	39,772	49,760	61,561	74,579	85,847	94,854	106,967	118,523	130,561	140,814	153,683	153,683	153,683
うち、実行に係る貸付債権の額	1,796	12,436	24,146	37,509	47,768	58,049	71,958	82,495	92,484	102,388	114,977	126,265	136,881	148,184	151,049	151,049
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	187	657	663	681	718	722	729	729	802	825	856	856	856	856
うち、審査中の貸付債権の額	167	1,572	2,201	1,326	902	2,371	1,039	1,745	682	2,769	1,533	1,974	1,458	2,922	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	35	114	277	425	459	863	883	958	1,079	1,210	1,496	1,618	1,720	1,777	1,777

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

【債務者が中小企業者である場合】

25年6月末、25年9月末は25年3月迄受付分についての計数

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件変更等の申込みを受けた貸付債権の数	128	884	1,635	2,300	2,898	3,535	4,144	4,733	5,279	5,907	6,517	7,132	7,727	8,401	8,401	8,401
うち、実行に係る貸付債権の数	104	781	1,502	2,182	2,760	3,367	3,990	4,569	5,115	5,702	6,266	6,859	7,431	8,079	8,200	8,200
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	5	20	21	22	26	27	28	28	35	37	42	42	42	42
うち、審査中の貸付債権の数	24	98	118	70	75	101	69	73	66	97	127	118	117	128	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	5	10	28	42	45	59	64	70	80	89	118	137	152	159	159

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

【債務者が住宅資金借入者である場合】

25年6月末、25年9月末は25年3月迄受付分についての計数

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件変更等の申込みを受けた貸付債権の額	95	376	511	871	1,159	1,478	1,751	2,081	2,403	2,719	3,121	3,424	3,624	3,923	3,923	3,923
うち、実行に係る貸付債権の額	81	326	476	841	1,124	1,442	1,720	2,004	2,330	2,658	3,040	3,320	3,504	3,758	3,874	3,874
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
うち、審査中の貸付債権の額	14	31	16	12	17	17	1	47	42	31	50	54	71	115	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	3	3	3	3	3	15	15	15	15	15	35	35	35	35	35

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

【債務者が住宅資金借入者である場合】

25年6月末、25年9月末は25年3月迄受付分についての計数

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件変更等の申込みを受けた貸付債権の数	4	21	32	44	57	80	93	103	115	129	144	159	171	189	189	189
うち、実行に係る貸付債権の数	3	18	29	41	54	76	89	98	109	125	139	152	162	181	185	185
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
うち、審査中の貸付債権の数	1	1	1	1	1	2	1	2	3	1	2	3	5	4	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3